

令和 2年 9月16日提出

第 4 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

認 第 4 号	令和元年度浜松市一般会計歳入歳出決算	別冊
認 第 5 号	令和元年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 6 号	令和元年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 7 号	令和元年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 8 号	令和元年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 9 号	令和元年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 10 号	令和元年度浜松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 11 号	令和元年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 12 号	令和元年度浜松市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 13 号	令和元年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 14 号	令和元年度浜松市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 15 号	令和元年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 16 号	令和元年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 17 号	令和元年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算	別冊
報 第 22 号	健全化判断比率の報告について	1
報 第 23 号	資金不足比率の報告について	3

資 料

追加議案の参考資料	5
-----------	---

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	5.5 (25.0)	— (400.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに将来負担比率が算定されない場合、「—」と表示した。
- 2 ()内は、早期健全化基準を表示した。

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、と畜場・市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、中央卸売市場事業特別会計の令和元年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

資金不足比率報告書

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
病 院 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
と畜場・市場事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
中央卸売市場事業特別会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合、「—」と表示した。

追加議案の参考資料

認 第 4 号 令和元年度浜松市一般会計歳入歳出決算
く

認 第 17 号 令和元年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算

認第 4 号から認第 17 号までは、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度各会計歳入歳出決算を認定に付するものであります。

※ 地方自治法抄

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

報 第 22 号 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）の定めによる令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 比率（健全化判断比率）について、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律抄

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

報 第 23 号 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）の定めによる地方公営企業の令和元年度の資金不足比率について、法第 22 条第 1 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律抄

第 22 条 公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。